

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【小諸市動物園 うさぎ】

(使用許諾：小諸市商工観光課)

2 月
No.211

- I. 所長より「経営者保証の廃止の始まり 今年 4 月 1 日から」 P1
- II. 改正相続時精算課税制度と暦年課税 P3
- III. インボイス制度の負担軽減措置 P5
- IV. 国税当局の租税回避狩り P7
- V. 新たな借換保証制度（コロナ借換保証）が出ました!! P8
- VI. 経営者保証改革プログラムが策定されました P9
- VII. 中小企業の月 60 時間を超える残業の割増賃金率の引上げ P10
- VIII. 事業承継でお勧めする本 P13
- 編集後記・事務所カレンダー P15



I. 経営者保証の廃止の始まり 今年4月1日から

所長 佐藤 英人

「オレが訴えたいのは民法の「連帯保証」に関する一日も早い削除。**銃**よりも多くの人の命を奪い、**鎖**よりも多くの人の自由を奪っている。こんな前近代的な制度を放置しているのは、国際的な恥である。日本が世界に誇る悪習です。資産を担保にするならまだしも、生きた人間を担保（人質）にするのですから。（ベニスの商人）」これは茂木健一郎のブログからですが…。

民法の連帯保証制度はドイツやフランスから導入した法制度ですが、事業における法人の融資に関する経営者保証制度は、ほぼ日本特有になっているようです。特に信用保証協会に保証料を払いながら、さらに代表者の連帯保証が必要な不思議な制度は、世界中で理解されない（金融調査会長：片山さつき談）とのことでした。

1. 8年の準備期間

金融危機が発生した平成9年当時、年間自殺者3万人のうち1万人が経営失敗や連帯保証が原因とされ、やっと政府が腰をあげ、2017年に「**経営者保証ガイドライン**」ができ運用開始されて8年が経過しました。その間に経営者保証に依存しない新規融資の割合は、2022年上期で**33.1%**まで上昇しました。ただ逆に言うとまだ3分の2は経営者保証がされています。しかし、昨年1年をかけて周到に準備をしてきた政府はついに、今年4月1日から大きく経営者保証の廃止に向けて舵を切ります。

①令和4年8月31日公表：金融行政方針

「スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促進し、社会的課題を解決する鍵」「**経営者保証に依存しない融資慣行の確立**は重要な課題であり、金融庁として、あらゆる方策を講じていく。」

②令和4年10月28日公表：物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策

「新型コロナウイルスの影響下で債務が増加した中小企業の収益力改善・債務減免を含めた事業再生・再チャレンジを支援することで、過剰債務を克服し、未来につなげるべく、信用保証制度において、借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応する制度を創設するとともに、資本性資金（劣後ローン）への転換による資金繰り円滑化等を図る。… 個人保証に依存しない融資慣行の確立にむけた施策を**年内に取りまとめる**。」

③令和4年12月23日公表：経営者保証改革プログラム

従来の経営者保証を取らないのが例外から、**非保証が原則**へ転換。

なぜ保証をとるのか理由を説明し、文章にしてそれを金融庁に報告というのでは融資の現場では取らないほうが、仕事が楽になるわけです。詳細はVIの記事を見ていただくとしてこの最終打ち合わせ資料が昨年末公表されており、参考になります（中小企業庁金融課：事務局資料2022年12月19日）。

2. なぜいま大きく舵を切ったのか

その大きな原因は**創業・労働力の流動化・事業再生の3つ**と私は思います。

創業ですが、なぜ日本は失われた30年で、世界NO1の製造業から先進国では最低のランクまで下がってしまったのか？それは起業に関心がある層が考える失敗時のリスクとして、8割の方が個人保証を挙げており、失敗した時の悲惨さを恐れることが創業の大きな足かせになっていることです。

二つ目ですが、労働力不足解消のためにはゾンビ企業に勤務し、生産性向上の設備投資も給与昇給もできない企業を整理し、**労働力の流動化**を図る必要がある。しかしそういったゾンビ企業の整理には連帯保証が大きな足かせとなっている（片山談：経営者保証が事業再生を阻害している）。例えば、家族と2～3人で経営している温泉旅館は廃業し、設備投資と働き方改革ができる旅館に従業員をシフトさせるということですね。

3. コロナ融資の回収

コロナ下の3年間で企業の金融債務は約50兆円増加しました。いわゆるゼロゼロ融資も23兆円となっています。手元流動性を高めた部分は預金となっていますので、これは返済いただく必要があります。このため金利ゼロの制度は無くし、返済を促すわけです。ゼロゼロ融資の返済はまだ半分程度しか開始しておらず、今年の7月から来年の3月が返済開始のピークを迎えます。

また頑張れば何とか成長企業に変身する可能性がある企業へは借換え制度で10年返済と低金利で支援し、事業再構築補助金で設備投資を促す。再構築補助金はあと4回チャンスがあるとのこと。

しかし問題は、本来すでに市場から撤退していたはずが、ゼロゼロ融資で生き延びてしまった企業です。昨年4月から開始した、事業再生ガイドラインに基づく、債権放棄による事業再生に加えて、廃業型の事業整理を、自己破産を選択せずに行うということです。非公式にはゼロゼロ融資の3割程度は債権放棄となるのでは？と言われています。もしこの3割の経営者たちに従来型の経営責任を取らせて引退させ、自己破産させ年金だけで生きていけというのでは、ますます日本の活性化など遠い夢となります。これが3つ目の理由です。

特に**宿泊・飲食サービス業**は、借入金対月商倍率が12ヶ月を超える企業がコロナ前25%から38.7%に急増しており、またゼロゼロ融資の返済開始も他業種に比べ10%近く低い状況です。

4. 地域観光の復活

コロナの影響を最も受けた**地域交通と観光業の復活作戦**がいよいよ開始されます。特に観光庁が中心となり、複数の事業者が手を組み合って**高付加価値補助金**での面的再生が注目ポイントです。また、地域交通は国土交通省が専門部隊を立ち上げるとのことですので、私も関わりながら地方再生を成し遂げたいと思います。





Ⅱ．改正相続時精算課税制度と暦年課税

前回税制改正特別号で令和 6 年 1 月 1 日から、相続時精算課税制度の改正と従来の暦年課税で加算される期間が死亡前 3 年から 7 年に順次延長されることをお知らせしました。令和 5 年中の駆け込み贈与をされる方も多くなると予想されます。

今回は来年からの改正点に焦点を当てて相続時精算課税制度の選択上の留意点をまとめました。

1. 令和 5 年中の暦年贈与

今回の税制改正で大幅な増税になりそうなのは、資産 3 億超の富裕層による生前贈与と言われています。令和 9 年以降相続が発生し令和 6 年以降暦年贈与相続財産が加算される可能性を考えると今年は最後のチャンスになります。

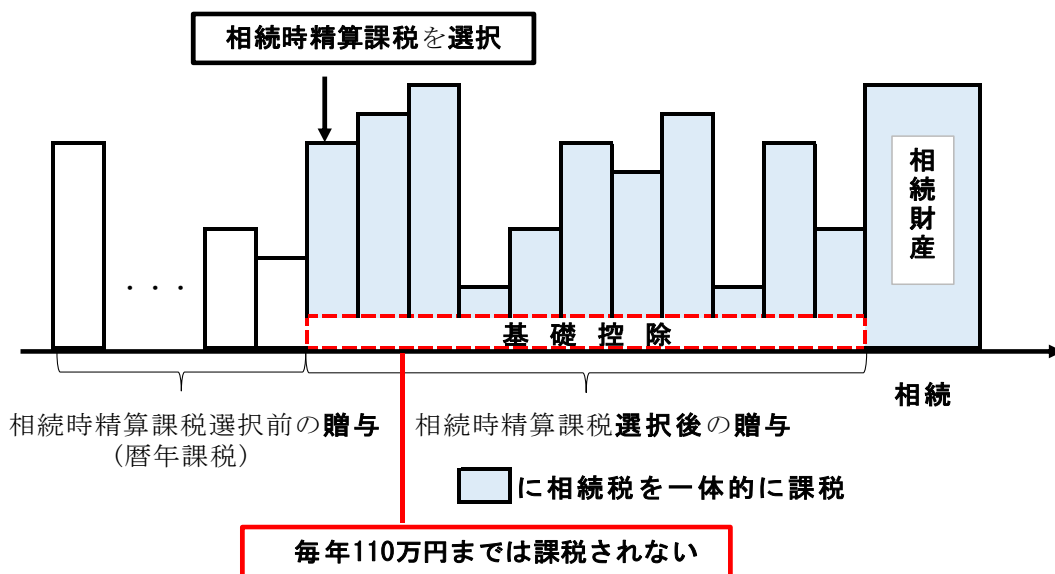
相続税がかかる方は、110 万円の基礎控除以内でしたら無税で、470 万円以下であれば相続税の最低税率 10%以下で贈与できるため節税効果があります。令和 5 年以降も「長生きすれば暦年贈与のほうが圧倒的に有利」といわれています。ご検討ください。

2. 改正相続時精算課税制度

(1) 制度の概要

相続時精算課税とは、財産の贈与時に軽減・簡素化した贈与税（累積贈与額 2,500 万円に一律 20%課税）を納付し、**相続時の時価**に基づき精算する制度です。

暦年課税との選択制は引き続き維持した上で、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築する観点で、制度の使い勝手が向上しました。



【贈与時】

- 以下の算式により計算した贈与税を納付

$$\{(\text{贈与額} - 110 \text{ 万円} (\text{※1})) - 2,500 \text{ 万円} (\text{※2})\} \times \text{一律 } 20\%$$

(※1) 基礎控除 (毎年 110 万円) 贈与者 (特別贈与者) が複数人いる場合は、贈与税額により基礎控除 110 万円を按分する

(※2) 特別控除 (累積 2,500 万円まで)

【相続時】

- 相続時精算課税選択後の累積の贈与財産（**基礎控除差引後**）を相続財産に加算して計算した相続税から、相続時に納付した贈与税を控除した残額を納付（控除しきれない贈与税相当額は還付）。
- 相続財産に加算する贈与財産は贈与時の評価額で固定。ただし、**令和6年1月1日以降贈与財産が災害により一定の被害を受けた土地・建物である場合は再計算。**



(2) 制度活用の留意点

制度を選択するかどうかについては、下記の事項を鑑みて慎重な検討が必要です。

① 継続適用が条件であること

例えば、受贈者である子が父からの贈与についてこの制度を選択するとその後の父からの贈与については、相続時まで継続して適用されます。いったん選択すると途中で取りやめは認められませんから、十分な注意が必要です。

② 節税効果は改善されたものの限定的

暦年課税制度との違いで不利だった毎年 110 万の基礎控除が創設され相続税の加算対象でなくなったこと、贈与申告が不要など使い勝手は良くなりました。しかし、相続時にはその相続財産が加算され、その際に既に支払った贈与税の清算が行われますから、原則的にはこの制度を選択しなくても税負担額は変わりません。

制度選択は暦年課税で相続財産に加算されることになる相続前 7 年間の贈与額と、相続時精算課税選択後の累積基礎控除額との比較が必要です。

③ 贈与財産の価格変動による損失があること

相続時に相続財産に加算される生前贈与財産は贈与時の時価で合算されるため、毎年利益が出ている会社の株式、配当ができない医療法人の出資金、再開発が予定されている土地など確実に評価が上がる財産は節税効果があります。しかし、贈与後の贈与財産の時価が下落すれば相続税の負担面で損失が生じます。

④ 相続人でない孫は 2 割加算になる

⑤ 不動産だと小規模宅地特例等が使えない上、贈与登記になるため不動産取得税、登録免許税が高くなる

⑥ 生前贈与財産は相続税の物納には使えない

(3) 制度の使い方

「長生きに勝る相続税対策はない」といわれ、**暦年贈与が改正後も有利になります。**改正後の相続時精算課税を選

択する場合は、相続財産の総額、今後、贈与財産評価の上昇、下落の推移を検討し評価が下がらないこと確認し、被相続人の余命が 7 年以下になる場合には、理論的に有利になるといえます。平均寿命からも被相続人が 80 歳代の方の相続税対策には有効な選択肢になりますますので、暦年贈与を行いつつ時期を見て精算課税に切り替える方法もあります。

（担当：監査 2 課）





Ⅲ. インボイス負担軽減措置

令和 5 年 10 月 1 日から始まる消費税インボイス制度ですが、令和 5 年度改正案として、4 つの負担軽減措置が導入される予定となっています。改正案に伴い財務省より、「よくある質問とその回答」が公表されていたのでその内容をまとめました。

1. 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2 割特例）

適格請求書発行事業者の令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の 2 割とすることが出来る措置です。

(1) 適用対象者について

- ① 免税事業者がインボイスの発行事業者の登録を受け、登録日から課税事業者となる者
- ② 免税事業者が課税事業者選択届出書を提出した上で登録を受けてインボイス事業者となる者

上記の者が対象となります。したがって、基準期間における課税売上高が 1 千万円を超える場合等、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合は 2 割特例の対象となりません。

(2) 手続きについて

2 割特例の適用にあたって事前の届け出は必要なく、消費税の確定申告書に 2 割特例の適用を受ける旨を付記することで特例を受けることが出来ます。また、2 割特例は本則課税と簡易課税のいずれを選択している場合でも適用が可能です。その場合にも、申告書に 2 割特例の適用を受ける旨を付記すれば特例を受けることが出来ます。

2. 一定規模以下の事業者に対する事務負担の経緯元措置（少額特例）

基準期間の課税売上高が 1 億円以下又は特定期間における課税売上高が 5 千万円以下である事業者が、令和 5 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日までの間に行う課税仕入れについて、当該課税仕入れにかかる支払対価の額が 1 万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める措置です。

(1) 適用対象者について

基準期間における課税売上高が 1 億円以下又は特定期間※における課税売上高が 5 千万円以下の事業者が適用対象者となります。なお、特定期間における 5 千万円の判定にあたり、課税売上高による判定に代えて給与支払額の合計額の判定によることはできません。

※「特定期間」とは、個人事業者は前年 1 月～6 月、法人は前事業年度開始日以後 6 ヶ月の期間です。

(2) 1 万円の判定について

少額特例は、**税込 1 万円未満**の課税仕入れが適用対象になります。判定単位は 1 商品ごとの

金額による判定ではなく 1 回の取引の合計額が 1 万円未満であるかどうかにより判定することとなります。

また、役務の提供の場合に関する判定について、月額 20 万円、稼働日数 21 日の場合、稼働日で按分すると 1 万円未満になるが対象になるかという質問に対して、役務の提供である場合には、通常約した役務の取引金額によるため、月単位での取引（20 万円の取引）と考えられ、少額特例の対象にはならないとされています。

3. 少額な返還インボイスの交付義務免除

売上に係る対価の返還等に係る税込み価格が 1 万円未満である場合には、その返還インボイスの交付を免除する措置です。この措置はすべての事業者が適用対象となり、適用期限のない恒久的な措置となります。また、1 万円未満の判定は税込金額で行います。

4. 登録制度の見直しと手続きの柔軟化

(1) インボイス制度の開始に合わせて登録を受ける場合

インボイス制度開始に合わせて登録を受けるためには令和 5 年 3 月 31 日までに登録申請をする必要があります。ただし、4 月以降の登録申請であっても、9 月 30 日までに行われたものについては、制度開始日に登録を受けることが可能です。

また、4 月以降に申請する場合で、インボイス制度開始日に登録を受けるためには申請書に困難な事情を記載する必要がありましたが、この困難な事情の記載は不要になりました。

(2) 令和 5 年 9 月末までに登録申請を行ったが、制度開始日に通知が来なかった場合

インボイス制度が開始される直前に登録申請を行った場合、登録の通知が制度開始までに届かない場合も想定されます。その場合には下記のような対応が考えられます。

- ・事前にインボイスの交付が遅れる旨を取引先に伝え、通知後にインボイスを交付する。
- ・取引先に対して通知を受けるまでは暫定的な請求書を交付し、通知後に改めてインボイスを交付しなおす。

最後に、登録制度の見直しと手続きの柔軟化が検討され実質の期限が 9 月 30 日となりましたが、インボイス制度への対応には事業者の事前準備が必要となります。期限直前に慌てないためにも、早めの登録を心がけましょう。

※参考資料：財務省 インボイス制度の負担軽減措置（案）のよくある質問とその回答
(担当：監査 5 課)





IV. 国税当局の租税回避狩り

1. 租税回避スキーム等連絡せん

国税当局は近年、国際化事案、富裕層等への対応を強めており、調査等の際に各種税制や複雑な取引・契約を用いて租税回避を図っていると想定される事案を把握した場合、調査官に「**租税回避スキーム等連絡せん**」の作成を指示しています。

これは資産運用の多様化や国際化が進展する現在、各種税制や複雑な取引・契約等を用いて租税回避を図っていることが想定される「真に調査すべき納税者」に的確に対応する為、また現行の制度では課税が困難である事案（スキーム案）を組織的に蓄積・分析し制度改正等を行う為に用いられます。具体的に租税回避スキームを策定、販売、提案等を行ったプロモーターが報告され、把握されている場合には氏名・名称、住所・所在地も報告されます。また、そのスキームが特定の者の為に作られたのか、多くの者の利用を目的とした物なのかも報告されます。



この制度の背景には、節税スキームについて最高裁が過去の判例を修正し過度な租税回避行為であると判断した判決（最高裁令和4年4月19日第三小法廷判決）があると推察できます。こちらの判決では節税スキームを提案した信託銀行の資料に「節税目的である」との記載がありその事が過度な租税回避行為であるとの判決に繋がりました。この様な事例を背景に国税当局は租税回避行為に対する監視を強化しています。

2. 外部からも情報提供を求める

また、国税当局は局内だけでなく外部にも広く租税回避スキームの情報提供を求めており、所謂「垂れ込み」を収集している状況です。国税庁 HP 内には租税回避スキームを報告するフォームも用意されております。

【租税回避スキームを提供している・利用している人について】（必須）			
※関係者が複数いる場合には、複数記載してください。			
① 対象者の類型	スキーム利用者 ▼		
種別	個人 ▼	法人番号（任意）	
氏名・名称			
住所・所在地	郵便番号		（ハイフン必要なし）

※参考 「租税回避スキームに関する情報の提供」 国税庁 HP より

この様に、スキームを販売しているプロモーターだけでなく実際に利用している納税者についても国税当局は情報収集をしている状況であり、この情報を利用した税務調査が将来実施されることは想像に難くありません。

（担当：監査5課）



V. 新たな借換保証制度（コロナ借換保証）が出ました!!

新型コロナウイルス感染症の影響に苦しむ中小企業に対して実施された実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済開始時期が2023年7月～2024年4月に集中すると見込まれています。こうした状況を踏まえ、**民間ゼロゼロ融資からの借り換えに加え、他の保証付き融資からの借り換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需資**にも対応する新しい保証制度が創設されました。

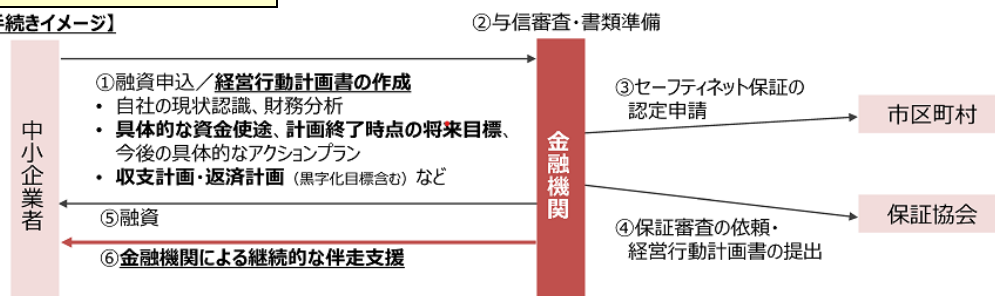
一定の要件を満たした中小企業者が、金融機関との対話を通じて「**経営行動計画書**」を作成した上で、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時の信用保証料を大幅に引き下げます。

1. 制度概要

保証限度額	1億円
保証期間	10年以内
据置期間	5年以内
金利	金融機関所定
保証料（事業者負担）	0.2%等（補助前は0.85%等）
要件 （右の①～④のいずれかに該当すること）	①セーフティネット4号の認定 ②セーフティネット5号の認定 ③売上高が5%以上減少（最近1ヶ月実績と前年同月比較） ④売上高総利益率／営業利益率が5%以上減少（③の方法に加え、直近2年分の決算書比較でも可）
その他	・100%保証の融資は、100%保証での借換が可能 ・ 経営行動計画書の作成 ・金融機関の継続的な伴走支援
取扱期間	2024年3月31日まで（予定） ※信用保証協会に保証申込がなされたもの

2. 手続きイメージ

【手続きイメージ】



詳しくは以下の中小企業庁 HP をご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sinyouhosyou/karika.html>

英和コンサルティングでは、返済負担の軽減や正常化に向けた経営改善計画の策定支援を積極的に行っております。いつでもご相談下さい。（担当：英和コンサルティング）



VI. 経営者保証改革プログラムが策定されました

経済産業省、金融庁、財務省の連名で、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させるため、「**経営者保証改革プログラム**」が2022年12月23日に公表されました。

以下の4分野を重点的に取り組むこととしています。**我が国の融資慣行の一大転換**であり、事業者にとって影響の大きい政策のため、本号で概要をご紹介します。

1. スタートアップ・創業

創業時の融資において経営者保証を求める慣行が創業意欲の阻害要因となっている可能性があります。起業家が経営者保証を提供せず資金調達が可能となるよう、**経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資**が2023年2月から日本政策金融公庫より開始される予定です。

2. 民間金融機関による融資

狙い	主な施策
(1)安易な個人保証依存融資の抑制 (2)事業者保証人の納得感の向上	(1)金融機関に対する監督強化 ① 経営者保証を徴求する場合、 保証契約が必要となる理由と保証契約解除の可能性に必要な経営改善事項の説明義務付とその結果等の記録が必要 になります【2023年4月～】 ② ①の結果等記録件数の金融庁報告【2023年9月期より】等 (2)意識改革【2023年1月～】 金融機関に対し大臣より要請。金融機関、事業者向け説明会実施 (3)新たな融資手法の検討（事業成長担保権） 事業全体を担保に資金調達できる制度の検討開始

3. 信用保証付融資

狙い	主な施策
経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、信用保証協会が一歩出た取組をする	(1) 経営者保証の提供を事業者が選択できる制度の創設 ① 要件充足時に保証料の上乗せで経営者保証の解除を選択できる信用保証制度の創設【2024年4月～】 ② 流動資産担保融資の経営者保証徴求廃止【2024年4月～】 ③ プロパー融資の一部に限り借換を例外的に認める保証制度の時限的創設【2024年4月～】 (2) 経営者保証ガイドライン要件充足時の保証解除の徹底

4. 中小企業のガバナンス

ガバナンスに関する経営者と支援機関の目線合わせのチェックシート作成、収益力改善等支援策における支援機関向け実務指針の策定等。

今後、金融機関が経営者保証を求める場合には、必要となる理由と、どのように改善すれば解除してもらえるのか、必ず説明してくれるはずです。（担当：英和コンサルティング）



Ⅶ. 中小企業の月 60 時間を超える残業の割増賃金率の引上げ

2010 年の労基法改正により大企業ではすでに施行されていましたが、2023 年 4 月 1 日より、中小企業でも月 60 時間超の法定時間外労働に対する割増賃金率が、現行の **25%** から **50%** になります。

1. 法定時間内労働と法定時間外労働

就業規則等で会社が定める労働時間を**所定労働時間**とありますが、その所定労働時間を超え、労働時間が**法定労働時間（1 日 8 時間）**までの残業を**法定時間内労働**といます。

法定時間内労働に対し、**割増賃金は不要です。**

法定労働時間（1 日 8 時間）を超えた残業を**法定時間外労働**といます。**割増賃金を支払う必要があります。**（図 1）



〈図 1〉 労働時間の考え方（例：所定労働時間が 9 時～17 時の 7 時間 休憩 1 時間の場合）

2. 改正のポイント

1 ヶ月 60 時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は 50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。※1 ヶ月の起算日は、賃金計算期間の初日や毎月 1 日など

【深夜労働との関係】

月 60 時間を超える法定時間外労働を行わせた場合は、
深夜割増賃金率 25%＋時間外割増賃金率 50%＝75% となります。

【法定休日労働との関係】

月 60 時間の法定時間外労働の算定には、**法定休日**（※1）に行った労働は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

※1…法定休日とは？

使用者は 1 週間に 1 日または 4 週間に 4 回の休日を与えなければなりません。
これを「法定休日」といいます。法定休日労働の割増賃金率は、**35%**です。



【具体的な算出方法（例）】 起算日は毎月 1 日/法定休日は日曜日/青字は時間外時間数

日	月	火	水	木	金	土	累 計
	1	2	3	4	5	6	20 時間
	5 時間	5 時間		2 時間	3 時間	5 時間	
7	8	9	10	11	12	13	40 時間
5 時間	2 時間	3 時間	5 時間		5 時間	5 時間	
14	15	16	17	18	19	20	54 時間
	3 時間	2 時間		3 時間	3 時間	3 時間	
21	22	23	24	25	26	27	66 時間
	3 時間	3 時間	2 時間	1 時間	2 時間	1 時間	
28	29	30	31				70 時間
3 時間	1 時間	1 時間	2 時間				

↑ 法定休日労働 ↑ 月60時間を超える時間外労働

法定時間外労働時間数の累計が1ヵ月60時間を超える、
24 日の時間外労働から割増賃金が5割となる。

割増賃金率
 ◎時間外労働(60 時間以下)
 カレンダー白色部分=25%
 ◎時間外労働(60 時間超)
 カレンダー緑色部分= 50%
 ◎法定休日労働
 カレンダー赤色部分= 35%

3. 代替休暇

引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与する制度（代替休暇）を設けることができます。ただし、代替休暇制度導入にあたっては過半数組合または過半数代表者との間で労使協定を結ぶ必要があります。

【労使協定で定める事項】

- ①代替休暇の時間数の具体的な算定方法
- ②代替休暇の単位
- ③代替休暇を与えることができる期間
- ④代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日

※この労使協定は個々の労働者に対して代替休暇の取得を義務づけるものではありません。個々の労働者が実際に代替休暇を取得するか否かは、労働者の意思により決定されます。

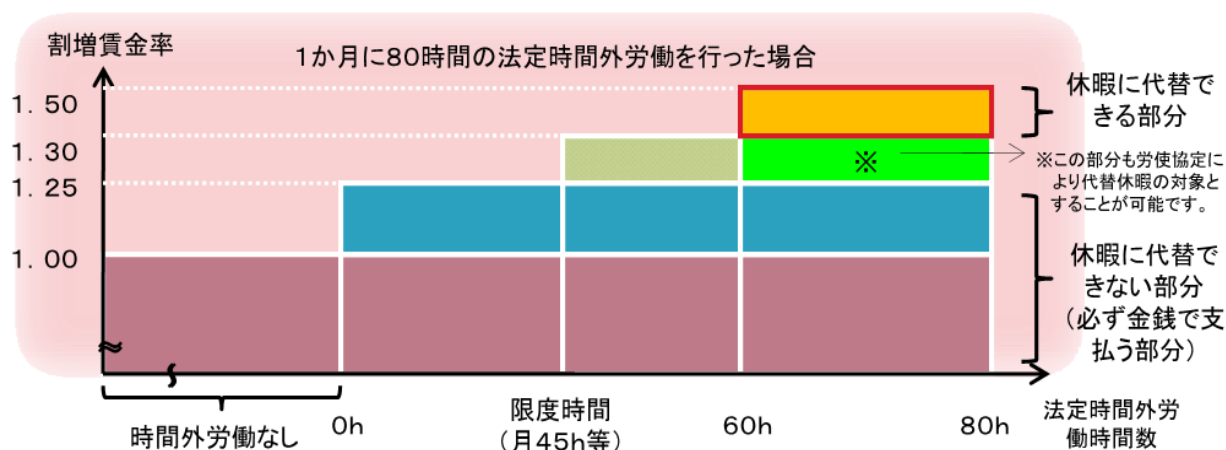


【休暇に代替できる部分】（図 2 参照）

休暇に代替した場合でも、60 時間を超えた法定時間外労働時間数の **25%までの割増賃金率分については、従来通り金銭で支払います。**

☆休暇として代替できる部分は、60 時間を超えた法定時間外労働時間に対する**引上げ分の割増賃金額（50%－25%＝25%）**に対応する部分です。ご注意ください。

〈図 2〉



4. 就業規則の変更

割増賃金に関して就業規則に定めがある場合、変更が必要となる場合がありますので、自社の就業規則を確認してください。

【就業規則の記載例】

(割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1ヶ月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1ヶ月は毎月1日を起算日とする。

①時間外労働 60 時間以下 25%

②時間外労働 60 時間超 50%

(以下、略)

今後、労働時間の把握と時間外労働時間の可視化がさらに重要となります。制度改正を機に自社の勤怠管理について一度見直しをされてはいかがでしょうか。

※参考 HP：厚生労働省・中小企業庁「2023 年 4 月 1 日から月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」

(担当：総務部)





VIII. 事業承継でお勧めする本

所長 佐藤 英人

最近の私の受け持つ相談案件は、事業承継に関する案件が大部分となってきました。昔と違い、相続税軽減対策は特例承継制度のおかげで少なく、代わって後継者の教育から基盤づくり、少数株主対策などの様々な相談が持ち込まれます。そんな相談の中で、今月は参考にしている本を3冊紹介したいと思います。

1. 「^{ほしのよしはる}星野佳路と考えるファミリービジネスの教科書」(日経 BP 発行)

2019 年 11 月に日経 BP より出された本です。何人かの方にもお勧めしています。

著者は星野リゾートの現社長ですが、米国の留学から帰って 1988 年に入社して、米国流の「いい経営」を四代目としてしようとしたところ、半年で父親から株主総会で解任され、退職に追い込まれたことを初めて本で告白しています。その後、親族等の支援で逆に父親を解任して復職し、旅館再生事業をファンドと組んで展開したことは広く知られていますね。

彼は同族企業の研究をライフワークとして、その中間報告がこの本とのこと。ここで紹介された「スリーサークル」については私も後継者候補には強調してお話しています。つまり創業家・株主・経営陣という 3 つのサークルの重なり合う中心にいないといけないのが後継者であり、その 3 つへの気配りが必要という理論です。

また 11 の企業の実例が載っていますので、入門書とも言えます。

2. 「経営者交代 ロッテ創業者はなぜ失敗したのか」(松崎隆司著 ダイアモンド社発行)

2022 年 2 月にダイヤモンド社より発行された、ジャーナリストの松崎隆司の取材に基づく本です。

ロッテの創業者である重光武雄は国税 0B を次々と役員に迎え、着々と対策をうち、85 才になったときには、事業承継のすべての準備が整っていたはずでした。

- ① 販売会社と製造会社の 2 重売上と利益の偏重を避けるために採用した「委託販売」方式
- ② 資産管理会社であった光潤社を持株会社にして株式を移動
- ③ 同族会社の留保金課税を回避するために買収した「みどり商事」など 3 社による株式の分散化
- ④ 保有株の 20%程度を「従業員持株会」に移動
- ⑤ 最後の仕上げが、産活法と純粋持株会社の両方を使ったロッテ HD の設立

しかし…

韓国ロッテを率いる二男の昭夫が、会長と長男を追放した政変劇は有名ですね。その具体的な手口は、この本で初めて知りました。会長が日本に乗り込んできて、二男を解職させ長男に全権を握らせようとしたときに、まず会長側についている従業員持株会の理事長を辞任させ、二男の意向に沿った理事長と理事を選任して抱き込み、株主総会で解任されるリスクを避ける防衛策を用意。そのうえで、メールが読めない会長にメールで取締役会の招集通知を出して、出席していない会長を不意打ちの取締役会で解職し、さらに会長に対する成年後見人をソウル家庭裁判所に申請して拘束し、だめ押しをしています。

最後の章で、事業承継に関する本件での教訓を 7 つにまとめてありますのでご覧ください。

3. 「世襲と経営 サントリー・佐治信忠の信念」(泉秀一著 文藝春秋発行)

2022 年 11 月に文藝春秋社より泉秀一の佐治信忠への複数回のロングインタビューに基づく佐治の独白録として出版されています。

このため、サントリーの軌跡を追った記事となっています。

- ① 1 兆 6 千億円の巨費でアメリカのビーム社を買収し、10 年もかけて新浪ローソン社長を口説いて社長に招聘した経緯が語られています。
- ② サントリーの理念のひとつ「やってみなはれ」は創業精神を表しているが、とにかく何でも挑戦するということではなく「やるときめたら、やり遂げる」という意味も込められており、社員に長期的な思考を持たせる言葉である。

親子してビール事業にこだわり 45 年間も赤字事業を存続させ、キリンと統合話があったこともあるが、乗り越え黒字化させたこと。

- ③ 最大の失敗はウイスキーが売れなくなった時に**作らなかった**こと。私は「ビビった」ので、その後に売れるようになると信じ切れなかった。
- ④ もう一つの理念「**利益三分主義**」…「事業への再投資」「得意先・取引先へのサービス」「社会への貢献」。社会貢献としてサントリー文化財団・サントリーホール・サントリー美術館、あいりん地区での無料診療医院の開設など。

さて事業承継で参考になりそうなこととしては、

- ⑤ サントリーHD の 90%は寿不動産が株式を所有しており、その株主は、公益法人 2 社で 24%、残りを佐治・鳥居家で保有している構造。
- ⑥ 上場は一度目指したが、あくまで上場は企業が成長するための手段でしかない。上場はこの会社にとってプラスにならない。むしろマイナス面のほうが大きい、と判断したとのこと。
- ⑦ 株式の分散化はしないほうがいいと思っている。寿不動産では勉強会を実施している。集約化をして、会社を正しくコントロールできるようにしておくべき。

この辺は、私も、株式の集約化を強く関与先に勧めているのですが、その考えとほぼ同じですので、気を強くしました。



◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆

令和5年1月の税制改正特別号に続いて、今年最初の通常版の事務所ニュースは税制改正特別号の中でも特にインパクトの大きかった改正について少し掘り下げてみました。中小企業にとって、金融機関の連帯保証に関する慣習も変わることになる話題、残業の割増賃金率適用等大きな変革の話題も採り上げました。今後も皆様のお役に立てるような、最新の情報をわかりやすくお届けして参ります。

2月号表紙は今年の干支にちなんで小諸動物園の「うさぎ」です。

令和5年に入って、まさに「跳ねるように」あっという間に1か月経過してしまいました。卯（うさぎ）は穏やかで温厚な性質であることから、「家内安全」。また、その跳躍する姿から「飛躍」、「向上」を象徴するものとして親しまれています。その姿から卯年は新しいことに挑戦するのに最適な年と言われているそうです。

今年は平穏無事に、しかし新しいことにも挑戦しつつ、「不易流行」を実践できる様な年にしたいと思います。



事務所カレンダー



※この予定は変更する場合もございます

2月	1日(水)	会議・研修日
	16日(木)	個人確定申告開始
	25日(土)	営業日
3月	1日(水)	会議日
	4日(土)	営業日
	11日(土)	営業日
	15日(水)	個人確定申告期限
	25日(土)	営業日
	★協会けんぽ保険料率改定(予定)	
4月	4日(火)	会議・研修日
	22日(土)	営業日
	24日(月)	所得税振替日(個人振替納税者)
	27日(木)	消費税振替日(個人振替納税者)

◆毎日の朝礼	8:45 ~ 9:00
◆会議・研修日	・会議: 午前9:30 ~ 11:00頃まで
	・研修: 午後1:00 ~ 4:30頃まで

※朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、緊急の場合はお知らせください。